

○東浅川交通公園設置要綱

平成16年4月1日施行

令和3年4月1日改正

1 設置の目的

「交通公園の設置及び運営について」（昭和37.8.8 建設都発第192号）に基づき、児童等に交通知識及び交通道德を体得する場を提供し、交通安全思想の高揚を図るため、東浅川公園内に八王子市東浅川交通公園（以下「交通公園」という。）を設置する。

2 位置

交通公園の位置は、次のとおりとする。

八王子市東浅川町559番地

3 施設及び設備

(1) 施設

ア 園路（踏切を含む。）

イ 広場

ウ 交通標識、交通信号機等

エ 便所、手洗場

オ 集会所及び管理事務所

(2) 設備

園路での遊器具として、三輪車、自転車、豆自動車等

4 休園日

(1) 交通公園の休園日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、臨時に休園日を定めることができる。

5 利用時間

(1) 交通公園の利用時間は、4月から9月までは午前9時から午後5時まで、10月から翌3月までは午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(2) (1)の時間以外の利用時間は、東浅川公園の用に供するものとする。

6 運営

(1) 交通公園を利用できる者は、原則として、中学生、小学生及び就学前の幼児並

びに交通安全教育を受講するため交通公園を利用する者とする。

- (2) 園内では、交通安全教育指導員等による交通安全教育を、随時行うものとする。
- (3) 交通公園並びに施設及び設備の利用料は、無料とする。
- (4) 交通公園へ三輪車、自転車等を持ち込み利用することもできるものとする。ただし、危険防止等のため台数、利用場所を制限することがある。
- (5) 交通公園の利用方法等については、別に運営要領を定める。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。